



HOTEL NEW GRAND

# 第145回

## 定時株主総会 招集ご通知

### ■日 時

2023年2月22日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

### ■場 所

横浜市中区山下町10番地  
ホテルニューグランド  
タワー館3階「ペリー来航の間」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 目 次

第145回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
決 議 事 項	
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	11
計算書類	28
監査報告	40

株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染状況や、ご自身の体調をご確認されたうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会ご出席者へのお土産の配布、茶菓のご提供は、控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード：9720

株式会社 ホテル、ニューグランド

証券コード 9720  
2023年2月3日

株 主 各 位

横浜市中区山下町10番地  
**株式会社 ホテル、ニューグランド**  
代表取締役会長兼社長 原 信 造

## 第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使のご推奨を申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年2月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市中区山下町10番地  
ホテルニューグランド タワー館3階「ペリー来航の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第145期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hotel-newgrand.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 第145回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますので、株主の皆様生命・身体及び健康を守るため、感染防止対策を踏まえた下記の対応を実施させていただきます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 株主の皆様へのお願い

本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。特に重症化リスクの高い高齢の方や既往歴のある方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。

#### 2. ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液での手指消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場内の座席間隔を従来よりも広げているため、ご用意できる席数が大幅に減少しております。やむを得ずご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、37.5℃以上の発熱があると認められる方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。また、会場内で体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

#### 3. 株主総会当日の当社の対応について

- ・取締役等の登壇役員及び運営スタッフは、マスク等を着用させていただきます。
- ・社会情勢を鑑み、可能な限り簡潔に執り行うことを予定しておりますので、議場における報告事項及び議案の詳細な説明等は短縮させていただく場合がございます。事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会にご出席された株主の皆様へのお土産の配布、及び株主総会終了後の会社説明会の開催並びに茶菓のご提供は、いずれもございません。ご了承いただけますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、上記対応につきまして変更が発生した場合には、当社ウェブサイト (<https://www.hotel-newgrand.co.jp>) にてお知らせいたします。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>
第14条～第39条 (条文省略)	第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>
(新 設)	2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
	第15条～第40条 (現行どおり)
	<u>(附則)</u>
	1. <u>定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u>
	2. <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（当社の「取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き」及び「社外取締役の独立性に関する基準」は、9頁をご参照ください。）

<p>○候補者番号1  <small>はら</small> <small>しん</small> <small>ぞう</small>  <b>原 信 造</b>                      （1958年2月13日生）  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>                      所有する当社株式の数                      37,165株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1981年4月 大蔵省（現 財務省）入省                      2010年10月 関東信越国税局長                      2011年7月 岡山県警察本部長                      2014年7月 原地所株式会社代表取締役社長（現任）                      2016年2月 当社取締役（監査等委員）                      2018年2月 同 代表取締役会長（非常勤）                      2019年2月 同 代表取締役会長兼社長（現任）</p>
<p>〈取締役候補者とする理由〉                      当社筆頭株主である原地所株式会社の代表取締役社長であり、一般社団法人日本ホテル協会常任理事並びに同協会神静山梨支部長など、他団体の要職を多数務めるとともに、大蔵省、関東信越国税局長、岡山県警察本部長を歴任した幅広い識見を有しており、大局的な視点から当社最高経営責任者として経営の指揮を執り、業務執行に対する監督を適切に行い、当社の持続的成長とさらなる企業価値向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
<p>○候補者番号2  <small>きし</small> <small>はる</small> <small>き</small>  <b>岸 晴 記</b>                      （1953年12月19日生）  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>                      所有する当社株式の数                      2,221株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1989年10月 当社入社                      1997年3月 同 経理部長                      2008年2月 同 取締役経理部長                      2018年1月 同 取締役財務本部長                      2019年2月 同 常務取締役財務本部長（現任）</p>
<p>〈取締役候補者とする理由〉                      当社入社以来、主に経理部門に従事し、長年にわたり経理部門の責任者を務めた経験の中で培った、ホテル運営における財務会計業務一般に関する豊富な知識と実績を有していることから、その幅広い識見を活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

<p>○候補者番号3</p> <p>あお き こういちろう 青 木 宏一郎 (1963年11月1日生)</p> <p><b>再 任</b></p> <p>所有する当社株式の数 1,746株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年3月 株式会社帝国ホテル入社 2013年4月 同 執行役員企画部長 2015年4月 同 執行役員宿泊部長 2017年2月 当社執行役員営業部門統括副総支配人 2017年4月 同 常務執行役員営業部門統括総支配人 2019年2月 同 常務取締役営業部門統括総支配人 2022年3月 同 常務取締役営業本部長総支配人（現任）</p>
<p>〈取締役候補者とする理由〉</p> <p>帝国ホテルの要職を務めた豊富な経験と実績を踏まえ、当社常務取締役営業部門統括総支配人に就任後は、強いリーダーシップをもって当社営業全般の指揮を執り、業績向上と事業成長に手腕を発揮していることから、当社のさらなる成長戦略の拡充と発展が期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
<p>○候補者番号4</p> <p>うえ の たかし 上 野 孝 (1944年12月10日生)</p> <p><b>再 任</b> <b>社 外</b></p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1967年4月 合名会社上野運輸商会（現上野トランステック株式会社）入社 1987年6月 同 代表取締役社長 2003年2月 当社社外取締役（現任） 2006年11月 横浜商工会議所会頭 2009年4月 上野トランステック株式会社代表取締役会長兼社長 2015年11月 横浜商工会議所会頭（現任） 2021年4月 上野トランステック株式会社代表取締役会長CEO（現任）</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉</p> <p>横浜商工会議所会頭及び経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	
<p>○候補者番号5</p> <p>おか ざき まさ お 岡 崎 真 雄 (1935年10月31日生)</p> <p><b>再 任</b> <b>社 外</b></p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1985年7月 同和火災海上保険株式会社代表取締役社長 1998年4月 同 代表取締役会長 2001年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 2006年4月 同 代表取締役名誉会長 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 2012年2月 当社社外監査役 2014年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問（現任） 2016年2月 当社社外取締役（現任）</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉</p> <p>保険事業に精通し、かつ経営に関する豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	

<p>○候補者番号6  <small>かわ もと もり ひこ</small>  <b>川本守彦</b>  (1955年12月6日生)</p> <p><input type="checkbox"/>再任 <input checked="" type="checkbox"/>社外</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1981年4月 川本工業株式会社入社  1995年6月 同 代表取締役社長（現任）  2002年6月 株式会社テレビ神奈川取締役（現任）  2005年6月 株式会社産業貿易センター取締役（現任）  2012年6月 横浜エフエム放送株式会社取締役（現任）  2012年11月 横浜商工会議所副会頭（現任）  2014年5月 一般社団法人神奈川経済同友会理事副代表幹事（現任）  2017年5月 一般社団法人神奈川県空調衛生工業会理事相談役（現任）  2019年2月 当社社外取締役（現任）</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉</p> <p>川本工業株式会社の代表取締役社長であり、横浜商工会議所副会頭をはじめ多分野における要職を務める豊富な経験と卓越した経営ノウハウを有しており、経営陣から独立した立場で客観的な視点による助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	
<p>○候補者番号7  <small>かつ はる お</small>  <b>勝治雄</b>  (1956年12月11日生)</p> <p><input type="checkbox"/>再任 <input checked="" type="checkbox"/>社外</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1984年4月 横浜エレベータ株式会社入社  1984年5月 同 取締役  1985年5月 同 取締役副社長  1993年6月 同 取締役社長（現任）  2019年2月 当社社外取締役（現任）</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉</p> <p>地元横浜で長きにわたる当社のパートナー企業、横浜エレベータ株式会社の取締役社長を務めており、豊富な経験と識見を活かし、客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	
<p>○候補者番号8  <small>せき ぐち しん じ</small>  <b>関口真司</b>  (1965年6月26日生)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>再任</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1985年10月 当社入社  2014年4月 同 調理部長  2022年2月 同 取締役総料理長（現任）</p>
<p>〈取締役候補者とする理由〉</p> <p>当社入社以来、フランス料理一筋に研鑽を重ね、高度な技術と繊細な職人芸が高い評価を得ているとともに、食品衛生管理に対する研究心も高く、当社伝統の味の次世代への継承と食品衛生管理の向上に期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

<p>○候補者番号9  やま もと しゅう じ  山 本 修 二  (1965年11月19日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>  所有する当社株式の数  100株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況  1986年3月 当社入社  2018年2月 同 購買部長  2018年6月 同 管理本部副本部長  2022年2月 同 取締役管理本部長兼購買部長、内部統制室長、コンプライアンス推進室長、サステナビリティ推進室長 (現任)</p>
<p>〈取締役候補者とする理由〉  当社入社以来、経理部や宿泊部で培った知識と経験をもとに、管理部門での実績を重ねコンプライアンス強化に努めており、当社成長戦略に資する者として期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
<p>○候補者番号10  やま ざき あきら  山 崎 明  (1960年3月23日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>  所有する当社株式の数  0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況  1983年4月 清水建設株式会社入社  2016年4月 同 執行役員 横浜支店長  2019年4月 同 常務執行役員 建築総本部調達・見積総合センター所長  2021年2月 同 常務執行役員 建築総本部購買本部長  2022年4月 同 常務執行役員 建築総本部生産技術本部長、建築総本部購買担当、技術担当、知的財産担当 (現任)</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉  当社建物の施工者、清水建設株式会社の常務執行役員として、豊富な専門知識と経験を有しており、経営陣から独立した客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、新たに社外取締役候補者いたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、勝 治雄、山崎 明の5氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上野 孝氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、20年となります。
4. 岡崎真雄氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、7年となります。
5. 川本守彦、勝 治雄の両氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、4年となります。
6. 当社は、上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、勝 治雄の4氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、山崎 明氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 当社は、上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、勝 治雄の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。4氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き4氏を独立役員とする予定であります。また、山崎 明氏の選任が承認された場合は、同氏も独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役照井英之氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、これに伴い監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役照井英之氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(当社の「取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き」及び「社外取締役の独立性に関する基準」は、9頁をご参照ください。)

<p>みや た ひさ つく 宮 田 久 嗣 (1970年1月25日生)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span></p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>○略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1992年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社</p> <p>2014年11月 同 八王子支社総務部長</p> <p>2018年6月 同 鉄道事業本部営業部担当部長</p> <p>2019年4月 株式会社日本レストランエンタプライズ常務執行役員</p> <p>2019年7月 株式会社J R東日本サービスクリエーション代表取締役社長</p> <p>2021年6月 東日本旅客鉄道株式会社執行役員鉄道事業本部営業部長</p> <p>2022年6月 同 執行役員横浜支社長（現任）</p>
<p>〈社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等〉</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の経営に深く参画されるとともに、地域観光資源の開発及び商品化に精通した豊富な経験と実績を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮田久嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、宮田久嗣氏の選任が承認された場合は、同氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
4. 当社は、宮田久嗣氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】

### 1. 取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の監査等委員でない取締役として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる社内出身者を指名するとともに、外部のステークホルダーを考慮しつつ、客観的な視点で経営の監督機能を担う社外取締役に複数名招聘する方針としております。また、監査の実効性を確保する観点から、監査等委員である取締役として、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野につき、それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランスよく選任する方針としております。

取締役候補者の選定に当たっては、上記の方針を踏まえて代表取締役社長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会で決議しております。

### 2. 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性を実質的に担保するため、東京証券取引所が規定する独立役員要件に加え、次のとおり当社固有の独立性判断基準を定め、公平かつ中立的な立場で職務を果たしうることを確認します。

- ① 当社を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等
- ⑧ 当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑨ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑩ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪ 当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限る）が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 上記①～⑨に過去3年間において該当していた者
- ⑬ 上記①～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑭ 当社の取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

(注)1 上記①及び②において「当社を主要な取引先とする者（又は会社）」とは「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。

(注)2 上記③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。

(注)3 上記⑤⑥⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

### 【ご参考】取締役のスキルマトリックス

(本総会において各候補者が選任された場合の、現任の取締役を含めた各取締役の専門性及び経験)

	氏名	企業経営 経営戦略	販売戦略	行政経験	国際経験	財務会計	法務 リスク管理	ESG サステナビリティ	技術 研究開発
取 締 役	原 信 造	●		●				●	
	岸 晴 記	●	●			●			
	青木 宏一郎	●	●		●				
	上 野 孝	●	●		●				
	岡 崎 真 雄	●			●		●		
	川 本 守 彦	●	●					●	
	勝 治 雄	●					●		●
	関 口 真 司	●			●				●
	山 本 修 二	●					●	●	
	山 崎 明	●					●		●
取 締 役 ( 監 査 等 委 員)	野 村 弘 光	●				●	●		
	佐々木 寛志			●	●		●		
	奥 津 勉	●			●	●			
	大久保 千行	●				●		●	
	宮 田 久 嗣	●	●						●

(注) 1. 上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。  
2. 各氏の有するスキルのうち主なものを最大3つに「●」印をつけています。

以 上

## (提供書面)

当社は、子会社が無いため、連結計算書類を作成しておりません。

# 事業報告

(2021年12月1日から)  
(2022年11月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの第7波といわれる感染再拡大の影響もありましたが、社会経済活動を維持する対策により、景気に持ち直しの動きが見られました。一方、ウクライナ情勢に伴う資源価格の高騰や、世界的なインフレ並びに急激な円安進行等による景気の下振れリスクを残し、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

ホテル業界においては、行動制限緩和が拡大する中で、自粛生活の反動や、政府の観光促進策「全国旅行支援」と水際対策の大幅緩和等の追い風を受け、コロナ前の水準まで回復基調に転じました。しかしながら各種コスト上昇や、宿泊・飲食サービス業種での深刻な人手不足を背景に、引き続き厳しい事業環境下に置かれています。

このような環境において当社は、3回目のワクチン職域接種の実施と、従業員の健康・衛生管理の徹底のほか、様々な感染防止対策により、引き続き感染リスクの低減を図ってまいりました。

営業面では、ポストコロナを見据えた取組みとして、安心・安全にホテルをご利用いただくための設備改善と、原価高騰など社会情勢の変化に伴う品質の維持・向上のため、2022年7月1日よりサービス料を10%から15%に改定し、収益基盤を強化いたしました。また、全国旅行支援等により急回復する旅行需要と高額消費旅行者が増加する中で、高層階客室の一部とクラブラウンジの改修工事完了により、高単価・高付加価値商品を拡充させ、収益力を高めました。このほか、コロナ禍で変容するライフスタイルと市場動向を踏まえ、ピーターラビットのコラボレーション企画や、季節や行事に応じたアフタヌーンティーなど「映える」商品とSNSを駆使したプロモーション戦略の展開により、顧客層拡大と収益向上を図りました。

管理面では、サステナビリティの実現に向けた社会課題への対応として、地域共生活動の推進、ペーパーレス化によるCO2及びコスト削減、ロスフラワープロジェクトへの取組み等が評価され、横浜市認証制度「Y-SDGs」の上位認証と

なる「スーパーリア」を取得すると共に、環境配慮に優れた宿泊施設を評価する「エコマークホテル」の認証を取得いたしました。また、人手不足解消への糸口として、女性管理職登用を促進し、優秀な中核人材の確保・育成を図りました。

以上のような施策を展開してまいりました結果、当事業年度の売上高は、4,281百万円（前事業年度比34.0%増）、営業損失は385百万円（前事業年度は742百万円の営業損失）、経常損失は323百万円（前事業年度は468百万円の経常損失）、当期純損失は、349百万円（前事業年度はホテルタワー館底地の不動産譲渡に伴う固定資産売却益等により、1,319百万円の当期純利益）となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますと存じます。株主の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ホテル主要3部門の宿泊・宴会・レストランの状況は、行動制限の緩和や、政府の観光支援策等により国内旅行需要が回復したことで、いずれも前事業年度を上回る売上高となりましたが、総体的にコロナ前の水準までは回復できず、次の結果となりました。

#### （宿泊部門）

当事業年度は、全国旅行支援が開始されてからの売上高は、コロナ前を上回る水準まで戻りましたが、タワー館高層階客室の改修工事期間中における販売客室数の減少等もあり、通期では1,149百万円（前事業年度比55.1%増）となりました。

#### （宴会部門）

当事業年度は、婚礼宴会については、コロナ前の水準に迫る回復となりましたが、一般宴会については、法人の立食パーティーの動きが鈍く回復に遅れが見られ、売上高は1,557百万円（同38.7%増）となりました。

#### （レストラン部門）

当事業年度は、規制緩和による外食需要の拡大等により、コロナ前と同水準もしくは凌ぐ売上高まで回復し、売上高は1,201百万円（同19.2%増）となりました。

このほか、外販事業部門においても前事業年度を大きく上回った結果、ホテル部門の売上高は4,036百万円（同34.6%増）となりました。また、支店である高島屋横浜店のルグラン及びそごう横浜店のバーシーガーディアンⅢも増収となりましたが、賃貸ビルのグランドアネックス水町（テナントビル）は、減収となりました。

部 門 別		売上高 (千円)	構 成 比 (%)
ホ テ ル	宿 泊 部 門	1,149,651	26.8
	宴 会 部 門	1,557,702	36.4
	レ ス ト ラ ン 部 門	1,201,377	28.1
	そ の 他 の 部 門	128,196	3.0
	ホ テ ル 部 門 合 計	4,036,927	94.3
支 店	高 島 屋 横 浜 店 ル グ ラ ン	136,254	3.2
	そ ご う 横 浜 店 バ ー シ ー ガ ー デ ィ ア ン Ⅲ	61,091	1.4
賃 貸 ビ ル	グ ラ ン ド ア ネ ッ ク ス 水 町 他	47,687	1.1
合 計		4,281,960	100.0

## ② 設備投資の状況

当事業年度は総額353百万円（うち、資産の取得は302百万円）の設備投資を行いました。設備投資の主なものは、タワー館15F.16F改装工事（171百万円）、Wi-Fi設備更新（51百万円）などであります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、自己資金にて実施いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第142期 (2019年11月期)	第143期 (2020年11月期)	第144期 (2021年11月期)	第145期 (当事業年度) (2022年11月期)
売 上 高 (百万円)	5,124	3,060	3,195	4,281
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△44	△1,095	1,319	△349
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△37.89	△929.78	1,118.22	△295.66
総 資 産 (百万円)	8,259	7,876	8,073	7,737
純 資 産 (百万円)	2,925	1,870	3,195	2,852
1株当たり純資産額 (円)	2,487.41	1,586.56	2,705.67	2,415.31

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

#### (継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度においてタワー館底地の不動産譲渡に伴う固定資産売却益1,390,000千円を計上したことにより、当期純利益1,319,982千円を計上したものの、営業損失及び経常損失を計上いたしました。また、当事業年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う影響などにより、営業損失385,375千円、経常損失323,478千円及び当期純損失349,201千円を計上し、本格的な業績回復までには至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、事業面においては、各部門における収益力向上のための施策を実施することにより収益を確保していくとともに、人員配置等の見直しや業務効率化等による人件費や業務委託費のコスト削減に努めることにより、営業黒字を回復し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な各部門の施策としては、宿泊部門では研修等の実施によるサービスの向上や客室内備品の見直し等による客室の品質向上、宴会部門では営業体制の強化による顧客確保、そしてレストラン部門では市場動向を踏まえた的確な商品展開やメディア利用による集客力向上を実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において、レストランでのテイクアウト料理の販売や、オンラインショップの拡充など、サービス向上に努めております。

また、資金面においても、当事業年度末において現金及び預金2,203,609千円を保有し、運転資金の効率的な調達のために主要取引銀行と当座貸越契約を締結し、必要な資金枠を確保しており、支障はないと判断しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (第146期(2023年11月期)の主な取組み)

当社を取巻く経営環境につきましては、国内旅行需要が回復傾向にあるものの、変異株による感染再拡大の懸念や、長期化するウクライナ情勢等の地政学リスクのほか、資源価格の高騰や為替リスクなど、国内景気を後退させる要因も潜んでおり、不透明な状態が続くものと予測されます。また、今後の見通しとしては、水際対策の大幅緩和と円安効果に加え、中国のゼロコロナ政策撤廃により、訪日外国人旅行の本格的な需要回復に期待感が高まりますが、宿泊・飲食業種への就業敬遠が進む中、人材確保に腐心する状況が続くものと思われまます。

このような状況のもと当社は、脱コロナによる旅行需要を、しっかりと受け止める体制づくりが最重要課題と考え、「人材が集まり、離れていかない、魅力的な職場づくり」を確立すべく、事業基盤を固めてまいります。新卒を対象とする定

期採用については、これまで以上に拡大すると共に、即戦力として期待できる中途採用も積極的に行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上に繋げる「人的資本」の情報開示が義務化される中で、女性活躍の推進や中核人材の育成等についても積極的に取り組んでまいります。併せまして、従業員の労務環境の改善と、問題の早期発見・解決のために、コンプライアンス体制の強化が重要課題であると認識し、社内研修等を通じたコンプライアンス意識の定着も図ってまいります。

営業面では、昨年度末に、ホテルの歴史、施設、名物料理、周辺観光等について豊富な知識と接遇力を有するスタッフを、「ニューグランドマイスター」として認定する制度を新設いたしましたので、今後はそのスキルを活かした様々な商品を展開してまいります。このほか、クラシックホテルの強みを活かした競合他社との差別化を柱に、高付加価値な商品とサービスの提供により、ブランド価値向上と収益性を高めてまいります。

持続的成長とさらなる企業価値向上を目指し、脱炭素やデジタル化など急速な社会変化にも対応すべく、サステナビリティ経営の推進により、黒字転換に向けて懸命に邁進してまいり所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	第145期（結果） 2022年11月期	第146期（目標） 2023年11月期	前事業年度比
売 上 高	4,281百万円	5,060百万円	118.2%
営業利益又は営業損失（△）	△385百万円	105百万円	-



(4) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

宿泊部門…客室の販売

宴会部門…結婚披露宴、一般宴会及び各種会議、講演会、展示会等の催し物

レストラン部門…レストラン (フレンチ、イタリアン、和食、軽食)、バーの経営

その他の部門…不動産の賃貸及び駐車場経営等

また、支店として高島屋横浜店内にレストラン、そごう横浜店内にバーを経営しております。

(5) 主要な営業所等 (2022年11月30日現在)

(本 社) ホテルニューグランド	横 浜 市 中 区 山 下 町 10 番 地
(支 店) 高島屋横浜店 ル グラン	横 浜 市 西 区 南 幸 一 丁 目 6 番 31 号 高 島 屋 横 浜 店 8 階
(支 店) そごう横浜店 バー シーガーディアンⅢ	横 浜 市 西 区 高 島 二 丁 目 18 番 1 号 そ ご う 横 浜 店 10 階
(賃貸ビル) グランドアネックス水町	横 浜 市 中 区 山 下 町 11 番 地 1

(6) 使用人の状況 (2022年11月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
284名(83名)	2名増(17名増)	36.71歳	14.12年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員及び臨時雇用員は ( ) 内に内数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	870百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	800百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	300百万円
横 浜 信 用 金 庫	200百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	100百万円
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	62百万円

## 2. 株式の状況（2022年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,600,000株  
 ② 発行済株式の総数 1,181,448株  
 ③ 株主数 1,014名  
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
原 地 所 株 式 会 社	180千株	15.31%
種 田 誉 輝	57	4.87
株 式 会 社 横 浜 銀 行	55	4.66
清 水 建 設 株 式 会 社	47	3.97
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	43	3.70
株 式 会 社 そ ご う ・ 西 武	38	3.21
原 信 造	37	3.14
上野グループホールディングス株式会社	34	2.88
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	33	2.79
セ コ ム 株 式 会 社	32	2.70

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（373株）を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に交付した株式報酬の状況

区 分	株 式 数	交付を受けた者の人数
取 締 役 (監査等委員を除く)	一株	一名
社 外 取 締 役	—	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	—	—

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役 の 状 況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 長 会 長 兼 社 長	原 信 造	原地所株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	岸 晴 記	財務本部長
常 務 取 締 役	青 木 宏 一 郎	営業本部長総支配人
取 締 役	上 野 孝	上野トランステック株式会社代表取締役会長CEO、 横浜商工会議所会頭
取 締 役	岡 崎 真 雄	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
取 締 役	川 本 守 彦	川本工業株式会社代表取締役社長、株式会社テレビ神奈川 取締役、株式会社産業貿易センター取締役、横浜エフエム 放送株式会社取締役、横浜商工会議所副会頭、一般社団法人 神奈川経済同友会理事副代表幹事、一般社団法人神奈川 県空調衛生工業会理事相談役
取 締 役	石 川 裕	清水建設株式会社常任顧問
取 締 役	勝 治 雄	横浜エレベータ株式会社取締役社長
取 締 役	関 口 真 司	総料理長
取 締 役	山 本 修 二	管理本部長兼購買部長、内部統制室長、コンプライアンス 推進室長、サステナビリティ推進室長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	奥 津 勉	公認会計士・税理士 奥津勉事務所所長、 株式会社ハイマックス非常勤監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 村 弘 光	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐々木 寛 志	株式会社金港ホールディングス非常勤監査役、 社会福祉法人横浜市社会事業協会非常勤理事長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大久保 千 行	株式会社横浜銀行顧問、横浜商工会議所副会頭
取 締 役 (監 査 等 委 員)	照 井 英 之	東京モノレール株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、石川 裕、勝 治雄、奥津 勉、佐々木寛志、大久保千行、照井英之の9氏は社外取締役であります。
2. 取締役奥津 勉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 3. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設け兼務の使用人を置き、同委員会の職務の補助にあたらせているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当社は、取締役上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、石川 裕、勝 治雄、奥津 勉、佐々木寛志、大久保千行、照井英之の9氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 2022年2月24日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、取締役宇佐神 茂及び松尾健次の両氏は、任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、取締役上野 孝、岡崎真雄、川本守彦、石川 裕、勝 治雄の5氏及び監査等委員である取締役の各氏は、当社と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、保険料は当社が全額負担し、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしており、1年毎に契約更新をしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象外であるなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等の総額及び員数

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	73,973千円 (2,340千円)	71,949千円 (2,340千円)	2,024千円 (—)	12名 (5名)
取締役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	8,088千円 (7,620千円)	8,088千円 (7,620千円)	— (—)	5名 (4名)
合 計 （うち社外取締役）	82,061千円 (9,960千円)	80,037千円 (9,960千円)	2,024千円 (—)	17名 (9名)

- (注) 1. 上表には、2022年2月24日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名を含めております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年2月25日開催の第138回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、10名（うち、社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く）の譲渡制限付株式に関する報酬等は2018年2月22日開催の第140回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く）の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年2月25日開催の第138回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、5名（うち、社外取締役は4名）です。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

##### ① 当該方針の決定方法

- 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会において決議致しました。

##### ② 当該方針の内容の概要

- 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く）の報酬額については、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成しております。また、社外取締役及び非常勤取締役の報酬は経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成しております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、業績連動報酬は採用せず、中長期的インセンティブとしての報酬として非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度としております。その内容は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役

は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとしております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・当事業年度における各取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会の答申を受けたうえで決定していることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役上野 孝氏は、上野トランステック株式会社の代表取締役会長CEO及び横浜商工会議所の会頭を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役岡崎真雄氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役川本守彦氏は、川本工業株式会社の代表取締役社長、株式会社テレビ神奈川の実業取締役、株式会社産業貿易センターの実業取締役、横浜エフエム放送株式会社の取締役、横浜商工会議所の副会頭、一般社団法人神奈川経済同友会の理事副代表幹事及び一般社団法人神奈川県空調衛生工業会の理事相談役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役石川 裕氏は、清水建設株式会社の常任顧問を兼務しており、当社建物の施工者である同社は、当社建築工事に関する取引があります。
- ・社外取締役勝 治雄氏は、横浜エレベータ株式会社の取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）奥津 勉氏は、公認会計士・税理士奥津勉事務所の所長及び株式会社ハイマックスの非常勤監査役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐々木寛志氏は、株式会社金港ホールディングスの非常勤監査役及び社会福祉法人横浜市社会事業協会の非常勤理事長を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）大久保千行氏は、株式会社横浜銀行の顧問及び横浜商工会議所の副会頭を兼務しており、当社と株式会社横浜銀行とは定常的な銀行取引があります。
- ・社外取締役（監査等委員）照井英之氏は、東京モノレール株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には重要な取引はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

社 外 取 締 役	当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 況
取締役 上 野 孝	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い識見から、適宜発言を行っております。
取締役 岡 崎 真 雄	当事業年度に開催された取締役会7回のうち4回に出席し、企業経営に深く精通された経験と見地から、適宜発言を行っております。
取締役 川 本 守 彦	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、企業経営に深く精通された経験と見地から、適宜発言を行っております。
取締役 石 川 裕	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、企業経営に深く精通された経験と見地から、適宜発言を行っております。
取締役 勝 治 雄	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、企業経営に深く精通された経験と見地から、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 奥 津 勉	当事業年度に開催された取締役会7回及び監査等委員会7回の全てに出席し、また監査等委員長の立場から、毎週開催(原則)される常務会に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 佐々木 寛 志	当事業年度に開催された取締役会7回及び監査等委員会7回の全てに出席し、元横浜市副市長としての幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 大久保 千 行	当事業年度に開催された取締役会7回及び監査等委員会7回の全てに出席し、金融事業での経験豊かな専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 照 井 英 之	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回及び監査等委員会7回のうち6回に出席し、経営に深く参画された経験に基づき、適宜発言を行っております。

### (7) 取締役会の実効性評価の結果の概要

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

当社取締役会は、取締役の意見交換等による評価により、取締役会全体の分析・評価を行っており、2022年度におきましては、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務遂行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたしました。

今後も継続して状況の確認を行い、取締役会の実効性とコーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 決議の内容の概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則等諸規程を制定し、職務分掌による権限に基づいて業務運営を行っております。
- ・コンプライアンス規程によりコンプライアンスの基本事項を定め、その運用について、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議を適宜開催し、各種リスク情報の共有化及び諸問題解決のための討議を行い、使用人とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
- ・社内における法令違反行為等に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護法に基づいた内部通報制度規程を定め、外部専門家である弁護士を受付窓口とし、公正性、透明性を高め実効性のある内部通報制度とし、コンプライアンス経営の強化に努めております。
- ・内部統制室、コンプライアンス推進室による内部監査体制を構築するとともに、内部統制システムを構築し、法令及び定款の遵守の有効性について監査等委員会室を主管部署とし監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある時には速やかにその対策を講じております。なお、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る基本方針書を定めております。
- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社を挙げて毅然たる態度で対応します。また、ホテル利用規則にもその旨明記し、ホテル館内にも掲示するとともに、必要に応じて外部専門家を招き、反社会的勢力へのその対応等について社員研修を実施しております。
- ・当社と関連当事者との取引に関しては、法令及び関連当事者取引管理規程に従い、当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続きを経て、適切に対応しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その重要度に応じて保存期間及び保存方法を定め、適切に管理しております。
- ・所管部署は、取締役及び監査等委員会から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応することとしております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ホテルマネジメントに伴うリスクについて、リスク管理規程により、リスクに関する基本事項を定め、その運用について社長直轄のリスク管理委員会を設置しております。
- ・役員、管理職である使用人をリスク管理委員とした委員会を毎月定例開催し、反社会的勢力・食品安全衛生・防災・防犯・個人情報保護等のあらゆるリスクに対応することとしております。また、各リスクの発生と被害の防止、軽減を図るため適宜研修等を実施しております。
- ・プライバシーポリシー及び情報セキュリティ機器管理規程を定め、電子情報を含めすべての個人・顧客情報を安全に管理するための社内体制を構築しております。
- ・大規模災害発生時の緊急対策本部の立上げ、自衛消防活動、お客様・役員・使用人の安全への誘導等、平日・休日・夜間を想定し、緊急時対応のマニュアルを策定し定期的な訓練を実施しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務については、取締役会で決定された職務分掌により、その経営方針に従い、適切かつ効率的に執行するものとし、取締役会は取締役の業務執行を監督するものとしております。
- ・法令・定款・諸規程に則り取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催します。なお、常務会を原則週1回開催し常務会規程に基づき取締役会への提案事項、重要な経営方針等を協議、決定。また、常勤役員会を原則週1回開催し、各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な対策を検討することとしております。
- ・会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査等委員会が事前に報告を受領することとしております。

### ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設け、兼務の使用人を置き、当該使用人は監査等委員会の指示に従って、監査等委員の職務の補助をすることとしております。
- ・監査等委員会室員は、監査等委員会の監査の実施時は取締役の指揮下から監査等委員会の直接指揮下に移り監査等委員会の監査の職務を行います。
- ・監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事については、担当取締役は監査等委員と意見交換を行い、監査の職務の補助をすべき使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めます。

**⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制**

- ・取締役及び使用人は、当社の業務に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実、又は、当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとします。なお、前記にかかわらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。また、内部通報制度による通報の状況についても監査等委員会に報告します。

**⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

- ・監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をすべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、内部通報制度の通報者に対しても、内部通報制度規程に明記し保護することとしております。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・当社は、監査等委員の職務の執行のために、費用の前払等の請求を受けた時は、当該職務の執行のために必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

**⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、コンプライアンス委員会、常務会、常勤役員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができ、また、必要に応じて専門家（公認会計士・弁護士等）と意思疎通を図るものとしております。
- ・監査等委員会は定期的に内部統制室から財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、内部統制室及び会計監査人との適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
- ・取締役及び使用人は監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、調査、取締役及び使用人との意見交換等、監査等委員会の監査が円滑に行われるよう協力します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制につきましては、監査等委員会室を主管部署とし監査を行い、是正、改善の必要がある時は、速やかに対策を講じ、取締役会がその内容を確認しております。

改定した業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員会への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及びすべての従業員が共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

大規模地震等の自然災害発生による事業活動への影響を予め想定し、早期に事業活動を再開するための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）の策定と事業継続マネジメント（BCM）を構築しており、さらなる是正・改善により事業継続力の向上に努めてまいります。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。しかしながら、当事業年度においては、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当期純損失は349,201千円を計上したため、誠に遺憾ではありますが、取締役会にて期末配当を無配とする決議をさせていただきました。

また、今後の配当につきましては、抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

(計算書類)

## 貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,704,111	流 動 負 債	2,191,560
現金及び預金	2,203,609	買掛金	317,303
売掛金	345,011	短期借入金	850,000
原材料及び貯蔵品	105,111	1年内返済予定の長期借入金	245,000
前払費用	41,259	未払金	243,769
その他	9,148	未払費用	265,809
貸倒引当金	△30	未払法人税等	2,447
固 定 資 産	5,033,775	未払消費税等	39,123
有形固定資産	4,700,565	未払事業所税	15,467
建物	2,760,466	契約負債	195,103
建物附属設備	922,659	預り金	11,436
構築物	8,326	その他	6,099
機械及び装置	8,853	固 定 負 債	2,693,667
車両運搬具	0	長期借入金	1,488,000
工具、器具及び備品	207,099	長期未払金	13,100
土地	750,415	再評価に係る繰延税金負債	55,018
建設仮勘定	42,744	退職給付引当金	863,127
無形固定資産	60,738	長期預り保証金	268,886
借地権	43,917	繰延税金負債	3,676
ソフトウェア	15,302	その他	1,858
その他	1,517	負 債 合 計	4,885,227
投資その他の資産	272,472	純 資 産 の 部	
投資有価証券	76,170	株 主 資 本	3,187,781
差入敷金保証金	182,354	資 本 金	100,000
その他	13,946	資 本 剰 余 金	1,085,433
		その他資本剰余金	1,085,433
		利 益 剰 余 金	2,003,538
		その他利益剰余金	2,003,538
		繰越利益剰余金	2,003,538
		自 己 株 式	△1,190
		評価・換算差額等	△335,121
		その他有価証券評価差額金	7,135
		土 地 再 評 価 差 額 金	△342,257
資 産 合 計	7,737,887	純 資 産 合 計	2,852,659
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,737,887

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,281,960
売 上 原 価	1,130,906
売 上 総 利 益	3,151,054
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,536,430
営 業 損 失 ( △ )	△385,375
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,127
受 取 保 険 金	2,987
受 取 協 力 金	70,228
雑 収 入	9,790
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	23,117
雑 損 失	118
経 常 損 失 ( △ )	△323,478
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	23,275
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )	△346,754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,447
当 期 純 損 失 ( △ )	△349,201

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年12月 1 日から  
2022年11月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,085,433	1,085,433	2,350,735	2,350,735
会計方針の変更による累積的影響額				2,004	2,004
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	1,085,433	1,085,433	2,352,739	2,352,739
当事業年度中の変動額					
当 期 純 損 失				△349,201	△349,201
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）					
当事業年度中の変動額 合 計	-	-	-	△349,201	△349,201
当 期 末 残 高	100,000	1,085,433	1,085,433	2,003,538	2,003,538

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,039	3,535,129	2,827	△342,257	△339,430	3,195,698
会計方針の変更による累積的影響額		2,004				2,004
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,039	3,537,133	2,827	△342,257	△339,430	3,197,703
当事業年度中の変動額						
当 期 純 損 失		△349,201				△349,201
自己株式の取得	△150	△150				△150
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			4,308		4,308	4,308
当事業年度中の変動額 合 計	△150	△349,351	4,308	-	4,308	△345,043
当 期 末 残 高	△1,190	3,187,781	7,135	△342,257	△335,121	2,852,659

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法
- ② 無形固定資産……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は主にホテル事業を営んでおり、事業から生じる収益は主として顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ホテル事業に係る収益認識

ホテル事業は主に宿泊、宴会、レストラン及びそれらに付帯するサービスの提供及び商品の引き渡しを行っております。これらは、顧客にサービスの提供が完了した時点及び商品を引き渡した時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務（財又はサービスの受渡）が充足されると判断し、収益を認識しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、「ニューグランドクラブ・フェニックスクラブ」に関するポイント制度については、従来、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

発行した商品券については、従来、一定期間経過後に一括して未使用部分を収益として認識する方法によっておりましたが、未使用部分のうち、当社が将来において権利を得ると見込む部分に関しては、他の使用部分の収益の認識に比例して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しております。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失、税引前当期純損失、及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損損失の認識の要否)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
有形固定資産	4,700,565
無形固定資産	60,738
減 損 損 失	-

当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産4,700,565千円及び無形固定資産60,738千円には、ホテル事業セグメントに属する固定資産が3,558,943千円含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ホテル事業においては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことから減損の兆候を識別しております。将来の事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテル事業において、需要低下や営業活動の抑制を余儀なくされております。将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、徐々に持ち直し2023年11月期の第3四半期以降に収束すると仮定しております。

なお、当該見積りは現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であることから、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、上記の見積りの結果に影響し、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,742,783千円

(2) 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上し、再評価額に係る税効果相当額については負債の部に計上しております。

再評価を行った年月日……………2000年11月30日

再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める「不動産鑑定士による鑑定評価」によっております。

5. 損益計算書に関する注記

(受取協力金)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う神奈川県からの感染拡大防止協力金等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,181,448株	-株	-株	1,181,448株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	336株	37株	-株	373株

自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り37株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等であり、全額評価性引当額を計上しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金については主として運転資金調達を目的としたものであります。短期借入金の一部は変動金利のため、金利変動リスクに晒されておりますが短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）は、設備投資等を目的としたものであります。長期借入金の一部は変動金利のため、金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、売掛金管理規程に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注)を参照ください)。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	48,654	48,654	-
資 産 計	48,654	48,654	-
(2) 長期借入金	1,733,000	1,703,671	△29,328
(3) 長期預り保証金	268,886	143,844	△125,041
負 債 計	2,001,886	1,847,515	△154,370

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	27,516

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	48,654	-	-	48,654
資産計	48,654	-	-	48,654

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	-	1,703,671	-	1,703,671
長期預り保証金	-	143,844	-	143,844
負債計	-	1,847,515	-	1,847,515

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

すべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還するまでの預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県内において、賃貸用オフィスビルや土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
467,293	566,148

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行って算定した金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	原地所株式会社	横浜市 中 区	95,000	不動産業	(被所有) 直接15.45	役員の兼任 事務所及び駐車場の賃貸	保証金の受入	—	長期預り保証金	6,807
							事務所及び駐車場の賃貸料	10,825	その他(流動負債)	992

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 事務所及び駐車場の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて交渉の上、決定しております。

(2) 原地所株式会社は、当社代表取締役 原 信造及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合 計
	ホテル事業				不動産 賃貸事業	
	宿泊	宴会	レストラン	その他		
顧客との契約から生じる収益	1,149,651	1,557,702	1,161,026	307,689	—	4,176,069
その他の収益	—	—	40,350	17,852	47,687	105,891
合計	1,149,651	1,557,702	1,201,377	325,541	47,687	4,281,960

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	223,773	324,126
契約負債	170,851	195,103

契約負債は、宿泊や宴会の前受金を含むとともに、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高等であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格は29,746千円であり、約62%が1年以内、約1%が1年超2年以内、約26%が2年超3年以内に収益として認識することを見込んでおります。なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,415円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 295円66銭   |



(監査報告)  
会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月16日

株式会社ホテル、ニューグランド  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斉藤直樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香月まゆか  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホテル、ニューグランドの2021年12月1日から2022年11月30日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所等において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月18日

株式会社 ホテル、ニューグランド 監査等委員会

監査等委員（委員長）	奥	津	勉	Ⓔ	
監査等委員	野	村	弘	光	Ⓔ
監査等委員	佐々木	寛	志	Ⓔ	
監査等委員	大久保	千	行	Ⓔ	
監査等委員	照	井	英	之	Ⓔ

(注) 監査等委員 奥津 勉、佐々木寛志、大久保千行及び照井英之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

ホテルニューグランド タワー館3階「ペリー来航の間」  
横浜市中区山下町10番地



車：横浜駅より15分、桜木町駅より8分、関内駅より8分  
電車：みなとみらい線「元町・中華街駅」1番出口より徒歩1分  
J.R根岸線「石川町駅」より徒歩13分